



グローバルレスポンスブルビジネス

－ コンプライアンス －

企業価値向上の観点から、コンプライアンスを含む内部統制体制の整備と運用を経営の最重要事項の一つと認識し、Fujitsu Way の「行動規範」を組織全体に周知徹底します。さらに、あらゆる事業活動において、社会的な規範を含むより高いレベルの企業倫理を意識し、誠実に行動します。

コンプライアンス

ありたい姿

富士通グループ内の役職員が高いコンプライアンス意識をもって事業活動を行うことにより、社会の規範としての役割を果たしつつ、ステークホルダーから投資や取引、就業の対象として選択される、信頼される企業グループであること

2025年度目標

コンプライアンスに係るFujitsu Way「行動規範」の組織全体の周知徹底を図るために、グループ全体にGlobal Compliance Programを展開することで、高いコンプライアンス意識を根付かせるとともに、経営陣が先頭に立って、従業員一人ひとりがいかなる不正も許容しない企業風土（Zero Tolerance）を醸成する。また富士通のビジネスに携わるすべての人に活動を広げ、理解を求める。

1. 倫理観サーベイにおける「低リスク」部門の従業員の割合を現状から10%以上向上させる
2. 贈賄、カルテルを起こさせない

方針・推進体制

富士通グループでは、ゼネラルカウンセル配下にコンプライアンス担当組織があり、各リージョンに置いた担当と連携してGlobal Compliance Programに基づく施策を実行し、従業員一人ひとりがいかなる不正をも許容しない企業風土を醸成するとともに、取引先など富士通のビジネスに関わるすべての人に高いコンプライアンス意識を根付かせるための活動を展開しています。活動結果は「内部統制体制の整備に関する基本方針」（注1）に基づき設置されたリスク・コンプライアンス委員会に報告するほか、取締役会や監査役、さらに各リージョンにおいては、リスク・コンプライアンス委員会の下部委員会として設置されたリージョン・リスク・コンプライアンス委員会とも連携しており、グループ全体でのFujitsu Wayの「行動規範」の認知度向上とその遵守を図っています。

Global Compliance Programの運用状況については、定期的にはリスク・コンプライアンス委員会やリージョン・リスク・コンプライアンス委員会、そして取締役会に報告しています。経営層による実践および監督の下、富士通グループの事業活動に関わる法規制等の遵守に必要な社内ルール、教育、監視体制の整備と運用を推進しています。

- ・ [注1：\[PDF\] 内部統制体制の整備に関する基本方針（P.5-P.8）](#)

Fujitsu Wayの行動規範の内容

Fujitsu Wayにおいて、富士通グループの全社員が遵守すべき原理原則である「行動規範」を右記のとおり示しています。

また、富士通では、行動規範を役員・従業員が理解し、行動につなげていけるよう、行動規範の原則をより具体化、詳細化したガイドラインとして、Global Business Standards (GBS)（注2）を14言語で展開し、富士通グループで統一的に適用しています。

- [注2 : \[PDF\] Global Business Standards \(GBS\)](#)



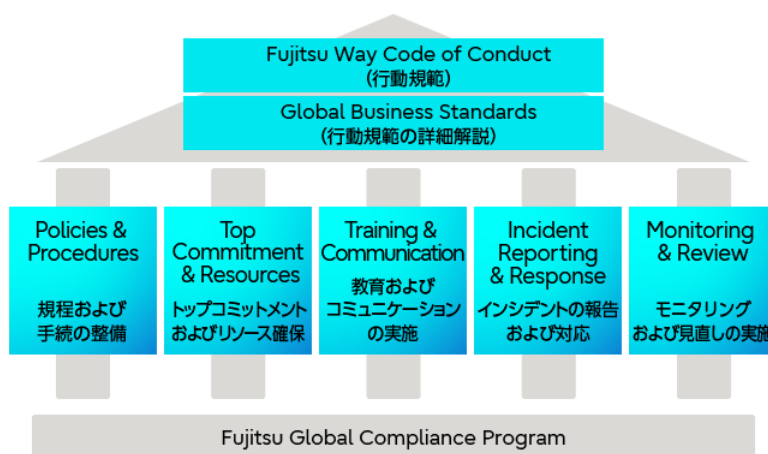
なお、従業員の評価制度には、Fujitsu Wayの「大切にしている価値観」の体現度合いが評価基準として組み込まれています。「大切にしている価値観」には、「倫理感と透明性を持ち誠実な行動すること」が含まれており、行動規範の遵守が従業員の評価および報酬に反映されています。

- [Fujitsu Way](#)
- [Financial Well-being](#)

Global Compliance Program

富士通では、Fujitsu Wayの「行動規範」およびGBSの浸透・実践を図るために、Global Compliance Programを策定し、グループ全体のグローバルな法令遵守体制の維持・向上に取り組んでいます。Global Compliance Programでは、様々なコンプライアンスに関する活動を5つの柱として体系的に整理し、富士通が継続的に取り組むべき事項を明確化するとともに、富士通のコンプライアンス体制・活動への理解促進を対外的にも図っています。各リージョンにおいては、これに基づき各国・地域の法制度、政府機関の指針などを踏まえ、様々な施策・取り組みを実施しています。

Global Compliance Programの実行にあたっては、グループ内の規程を整備し各リージョンにおけるコンプライアンス業務の責任者を配置して体制を確保しています。社員に対しても様々な教育を継続的に実施し、Fujitsu Wayの「行動規範」およびGBSの浸透を図っています。また、不正等の未然防止・早期発見・是正を図るため、内部通報窓口を設置しているほか、コンプライアンス違反が発見された場合は、直ちにコンプライアンス部門に報告することが定められています。その他、リスクアセスメントや監視、外部専門家のレビューなどを通じて、Global Compliance Programの実効性の確認を定期的に行い、Global Compliance Programの継続的な改善を図っています。



Global Compliance Program

1. 規程および手続きの整備

富士通では、国内海外問わず、すべての富士通グループ会社（連結子会社）の社内規範が備えるべき最低限の内容または共通に定めるべき事項を「Fujitsu Group Global Policy」として示し、そのもとでグローバルにすべての連結子会社の役職員が遵守・尊重すべき事項を各分野で共通規範(Standard Policies)として制定しています。

エグゼクティブマネジメントの承認に基づき制定された共通規範のひとつであるStandard Policy for Complianceのもと、国内外すべての富士通グループ会社では、コンプライアンスの徹底と持続的な企業価値の向上を図るため、各リージョン/各社にてコンプライアンスに関する社内規範や、特にビジネスに与える影響が大きい独占禁止法、贈収賄などの分野に関する細則を定めています。

また、贈収賄・利益相反については、GBSに規定されている原則のほかに、公務員への贈答・接待、お取引先等から富士通社員が受ける贈答・接待、政治団体を含む各種団体への寄付・協賛、献金、ファシリテーションペイメント（円滑化のための支払）等を行う際の事前申請・承認プロセスを定めた各種社内規程を設けるとともに、寄付・協賛先となる団体のコンプライアンスチェックを実施しています。また、腐敗リスクが高い地域および分野での取引リスクを事前に調査・評価するための一策として、新規取引開始時の取引先デューデリジェンスを実施しています。リスクレベルに応じてサプライヤーに質問票の提出を求めるなどして取引先のスクリーニングを行っています。またお取引先には、契約等で法令等の遵守を義務付けています。

2. トップコミットメントおよびリソース確保

富士通では、社員へのメッセージ発信など、経営陣がコンプライアンスに取り組む意思表示を積極的かつ継続的に行うことにより、富士通グループ全体における行動規範およびGBSの浸透・実践を図っています。

社長自らが国内外の全社員向けに、談合・カルテルをはじめとするコンプライアンス違反からの決別を宣言するメッセージを繰り返し発信するとともに、海外においても、リージョン長やグループ会社の経営陣より、コンプライアンスと不正を許容しない企業文化（Zero Tolerance）の重要性を説くメッセージを継続的に発信しています。

さらに、全社のコンプライアンス意識向上のために毎年Fujitsu Compliance Weekを開催し、社長を含めた富士通本社の経営層や各国グループ会社の社長等から社員に対して一斉にコンプライアンス・メッセージを発するとともに、毎年更新されるコンプライアンスeラーニングを全グループ会社社員対象にリリースし、リージョンごとに企画されたコンプライアンス関連活動を提供しています。

また、各リージョンにコンプライアンス業務に従事する責任者を配置し、富士通グループ各社におけるリスク・コンプライアンス責任者とグローバルなネットワークを形成した上でGlobal Compliance Programの実行体制を確保しています。2024年度は、各リージョンからコンプライアンス責任者が来日し、今後のグローバルなコンプライアンス施策について議論しました。

3. 教育およびコミュニケーションの実施

富士通グループでは、Fujitsu Wayの「行動規範」やGBS、および社内規程の浸透・実践を図るために、富士通グループの役員・社員に対して、様々な教育およびコミュニケーションの場の提供を継続的に実施しています。

共通規範のひとつであるStandard Policy for Complianceでは、富士通グループの全役員・全社員を対象にコンプライアンス研修を実施することを定めており、毎年コンプライアンスeラーニングを実施しています。このeラーニングには、贈賄、談合、安全保障輸出管理等のリスク分野や、内部通報制度の利用方法が含まれており、リスクアセスメントの結果や社会情勢を反映するよう富士通本社のコンプライアンス部門および各リージョンのコンプライアンス責任者により毎年見直されます。2024年度にはコンプライアンスeラーニングを富士通グループの全役員・全社員約12万人を対象に14言語で実施し、2025年4月時点で97%が受講済みです。

上記に加え、各国の法律や慣習・ビジネスの実態を踏まえ、各階層、各リージョン、または各部門のリスクレベルに合わせたオンライン研修およびeラーニングも適宜実施しています。富士通および国内グループ会社の新任役員に対しては、毎年、社外弁護士や法務・コンプライアンス部門によるコンプライアンス教育を実施しています。また、管理職に対しては、行動規範やコンプライアンスの重要性、典型的な事例や判断が難しい事例を社内講師が解説する社内研修を定期的に開催しています。新入社員教育にもコンプライアンス教育を導入してFujitsu Wayの「行動規範」やGBSの重要性を理解してもらうとともに、営業部門や法務部門など特定のリスクに重点を置いた教育も継続して実施しています。

また、公正な取引を実現させるため、パートナー企業に対してもコンプライアンス教育を実施しています。国内での新規取引の際には、プロジェクト従事者全員を対象に、下請法違反や偽装請負、架空取引など、取引において起こりうるコンプライアンス問題

の事例を踏まえ、不適切な関係を築かせないための教育を必須で実施しています。海外においてもパートナー教育を実施しており、アジア太平洋地域ではサプライヤー向けに主に架空取引や贈収賄についての教育を、欧州ではチャネルパートナーやマーケティング代理店、販売仲介業者向けに贈収賄や利益相反、競争法、マネーロンダリングなど、取引において起こりうるあらゆるコンプライアンス問題の事例を踏まえた教育を行っています。

さらに、上述のとおり毎年Fujitsu Compliance Weekを設定し、社長、各リージョンの責任者から社員に対するトップメッセージの発信や、各リージョンでコンプライアンスに関するニュースの配信を行っています。

こうしたトップダウンの活動に加え、社員からコンプライアンス違反を起こさないための工夫や手段等をアンケートで収集し、そこで得た現場のリアルな声を社内サイトに公開、社員が相互に学ぶ機会を提供したり、実際に起こりうるコンプライアンス問題のシナリオを設定し、どのように対処をしたら良いかを現場部門の従業員が様々な立場に立ちロールプレイング形式で考え議論する機会を設けたりと、各リージョンで現場のコンプライアンスへの理解をより向上させ、現場の声をコンプライアンス部門が吸い上げるための施策を行っています。

4. インシデントの報告および対応

内部通報窓口の設置

富士通グループにおいては、グループ全社員（役員、退職者、出向者、契約社員、嘱託社員、派遣社員などを含む）からの内部通報・相談（匿名によるものを含む）を受け付ける窓口を社内外に設置し、外部ベンダーの運用のもと「Fujitsu Alert」として運営しています。加えて、グループ会社でも個別に内部通報制度を整備して運営しています。

Fujitsu Alertでは富士通グループの社員に加えて、お客様やお取引先を含む富士通グループに関係のある外部の方々（場合により、匿名）も不正行為の疑いや懸念事項を通報することができるようWebフォームまたは電話にて通報を受け付けています。

Fujitsu Alertは24時間365日、14カ国語で利用可能であり、内容に関する通報者との連絡（追加情報の提供やコンプライアンス部門からのコメントの受領）にも使用しています。

また、お取引先からの通報窓口としてもFujitsu Alertを使用し、富士通グループ（富士通が直接または間接に50%を超える出資をしている会社）が直接、物品、ソフトウェア、サービス等を調達しているお取引先からの通報を受け付けています。

- [Fujitsu Alert](#)
- [お取引先様の通報窓口について](#)

Fujitsu Alertについては、定期的なメッセージ発信やコンプライアンス教育、Webサイトやポスターにより社員に周知を図っており、加えて、富士通ではFujitsu Alertの利用動向を定期的に確認することによって社員の認知度および信頼性の向上を図っています。

通報者の保護

社員はコンプライアンス違反またはそのおそれに気づいた場合に通報することを推奨されており、また、取るべき正しい行動について確信がない場合には所属長または法務部門等に助言を求めることとなっています。

Fujitsu Alertでは、匿名による通報も可能であり、通報者が特定されることのないよう、守秘義務のもと情報の取り扱いには細心の注意を払っています。仮に調査等の過程で間接的に通報者が特定された場合であっても、通報を理由として通報者に対する不利益な取り扱いを行うことを一切禁止しており、そうした不利益な取り扱いをすることは、それ自体が社内規範の重大な違反とみなされます。

通報への対応

Fujitsu Alertにコンプライアンス違反に関する通報がなされた場合、弁護士有資格者である責任者の監督の下で、必要に応じて外部弁護士と連携した上で、内部調査を実施します。富士通では、内部調査の結果を通報対象となった事項に関与する部門・関係会社からは独立して、取締役会およびリスク・コンプライアンス委員会に直接報告します。なお、通報内容によっては、適切と判断される場合に、コンプライアンス部門から権限のある他部門に調査を委託することもあります。

コンプライアンス部門は、適用される法律と専門的な基準に沿って事実関係を把握し、是正措置を検討するために適切な内部調査を行います。内部調査には、適用される法律の検討、適切な調査手順の検討、収集された証拠の評価、調査結果の文書化、報告・エスカレーションを含みます。調査の結果必要に応じて、またデータ保護法やビジネス法などの適用法令に従って報告者にフィードバックを行います。

調査の結果、行動規範やGBS、その他社内規程に照らして問題が認められた場合にはしかるべきレベルの懲戒処分などの是正を行い、結果として人事評価にも反映しています。また、将来同様の不正が行われることを回避するために、ルールのリマインドや制度の見直し、監視監督の強化などの再発防止策を講じています。

これらの調査プロセス等は、Global Compliance Programの毎年の計画立案時や法律制定・改正時を含め、少なくとも年に一度見直し・改善をしています。

富士通は、法令によって義務付けられている場合や経営判断に基づき、コンプライアンス違反に関する情報を政府の捜査機関や裁判所などの特定の政府機関や司法機関に提供するように決定する場合があります。これらの決定は、コンプライアンス部門の責任者が必要に応じて経営者や他の関連部門と調整して行います。

なお、Fujitsu Alert以外の窓口へ届いた投書やメールなどの通報に関しても、コンプライアンス違反が疑われる内容については調査を行い、必要に応じて是正や対処を実施しています。

Fujitsu Alertへの通報件数とその内訳

2024年度の「Fujitsu Alert」への通報件数は155件でした。そのうち、汚職（贈賄を含む）の事例や係争案件は確認されていません。富士通グループでは、腐敗防止に関して「GBS 5.2 贈収賄の防止」（注3）や共通規範のひとつであるStandard Policy for Complianceに基づき対応するとともに、各国法令の遵守を徹底しています。

		2024年度	
		通報件数	処分件数
全体通報件数		155	6
人権侵害（ハラスメント、差別など）		58	2
	法令または社内規則違反	4	2
	違反なし（注4）	54	-
競争法違反（談合、カルテルなど）		1	0
	法令または社内規則違反	0	0
	違反なし	1	-
贈賄		2	0
	法令または社内規則違反	0	0
	違反なし	2	-
利益相反規程違反		12	1
	法令または社内規則違反	2	1
	違反なし	10	-
当社またはお客様の秘密情報・個人情報保護に関する違反		9	2
	法令または社内規則違反	2	2
	違反なし	7	-
インサイダー取引・マネーロンダリング		0	0
	法令または社内規則違反	0	0
	違反なし	0	-
その他		73	1
	法令または社内規則違反	3	1
	違反なし	70	-

- [\[PDF\] Fujitsu Alertへの通報件数とその内訳はこちら](#)
- [注3 : \[PDF\]GBS](#)
- 注4: 表内の「違反なし」には2025年5月19日時点で調査中の案件を含む

リスク・コンプライアンス委員会への報告

コンプライアンス違反が現実には発生した、または発生する兆候を認知した役員および社員は、直ちにリスク・コンプライアンス委員会へ報告し、かつ、部門長があらかじめ定めた報告体制に従い報告を行うようリスクマネジメント規程にて定めています。また、内部通報・相談の状況や重要なコンプライアンス問題の対応状況については、定期的にリスク・コンプライアンス委員会、取締役会および監査役に報告しています。リスク・コンプライアンス委員会および取締役会の開催回数は、統合レポートをご参照ください。

5. モニタリングおよび見直しの実施

富士通グループにおいては、リスクアセスメントや内部監査などの活動、および弁護士事務所等外部の専門家によるレビューを通じて、Global Compliance Programの実効性の確認を毎年行っています。また当該レビューおよび監査結果、ならびに社会情勢を踏まえた上で、Global Compliance Programの継続的な改善を図っています。リスクアセスメントについては、リスクマネジメントのページもご参照ください。

海外においては、腐敗リスクが高い国・地域のグループ会社などを主な対象として、本社コンプライアンス部門が、役員・社員へのインタビュー、社内規程および業務プロセスの確認などを通じて、現地ビジネスに内在するコンプライアンス上のリスクを分析し、実際のリスクの内容や程度に合わせた対策の立案と実行支援を行うリスクアセスメントを継続的に実施しています。

なお、リスクアセスメントおよびGlobal Compliance Programの実施状況については、定期的にリスク・コンプライアンス委員会やリージョン・リスク・コンプライアンス委員会、そして取締役会に報告しています。これらの会議での議論および決定を、Global Compliance Programにおける活動に適時反映し、実行しています。

安全保障輸出管理への取り組み

国際的な平和・安全の維持という観点から、大量破壊兵器や通常兵器の開発・製造に転用される可能性がある貨物・技術の輸出・移転については、国際的な安全保障輸出管理の枠組みによって管理されています。我が国でもその枠組みの中で「外国為替及び外国貿易法」（「外為法」）の下、安全保障輸出管理規制が実施されています。

富士通においても、Fujitsu Wayの行動規範の1つである「法令を遵守します」に従い、外為法だけでなく、「域外適用」される米国輸出管理規則（EAR）に則った安全保障輸出管理推進を基本方針とする「安全保障輸出管理規程」を制定し、その徹底に努めています。

管理体制としては、代表取締役社長を安全保障輸出管理の最高責任者、ガバナンス・コンプライアンス法務本部安全保障輸出管理室を推進組織として体制を整備し、すべての貨物輸出・海外への技術提供について該非判定と取引審査（仕向先国・地域、用途、顧客の確認）を実施し、必要な輸出許可を取得したうえで輸出を行っています。また、法令違反発生時には速やかな報告を行うことを「安全保障輸出管理規程」において定めています。業務遂行に際しては、輸出管理規制を管轄する経済産業省とも緊密に連携しつつ、法令違反など「漏れ」のない管理の徹底に努めています。

この安全保障輸出管理における社内制度を維持・継続していくために、定期的な監査および役員・社員に対する輸出管理教育を継続しています。国内外のグループ各社に対しては、適切な安全保障輸出管理に向けた規則の制定や体制の確立について指導するとともに、教育支援、監査支援、グループ間情報交換会の開催などの活動を行っています。また、2013年度より全世界の海外グループ会社に対し、多言語化によるeラーニングで安全保障輸出管理基礎教育を展開しています。

財務報告の適正性を確保するための体制

富士通では、取締役会において決議された「内部統制体制の整備に関する基本方針」で以下のことを定めています。

1. 当社は、最高財務責任者のもと、財務報告を作成する組織のほか、財務報告の有効性および信頼性を確保するため、富士通グループの財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価を統括する組織を設置する。

2. 当該各組織において、富士通グループ共通の統一経理方針ならびに財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価に関する規程を整備する。
3. 富士通グループの財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価を統括する組織は、内部統制の有効性に関する評価結果を定期的に取締役会等に報告する。

運用状況

富士通では、内部統制および内部監査を担当する組織が体制を構築し、企業会計審議会の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」の原則に基づいて富士通グループ全体の財務報告に係る内部統制の評価を実施しており、活動状況および評価結果等については、代表取締役社長、最高財務責任者および取締役会に報告しています。

税務に対する考え方

税務コンプライアンス

富士通グループにおける税務コンプライアンスは、Fujitsu Wayの「行動規範」に則り、遂行しています。各国の租税法令・条約等、OECDが主導するBEPS（税源浸食と利益移転）等のガイドラインをその趣旨・精神を理解したうえで遵守し、適正な申告や納税に努めています。

税務ガバナンス

取締役である最高財務責任者は、適切な申告・納税義務の履行、税務リスクの管理、税金費用の適正化に関する責任を負います。税務に関する重要な事象および重大な税務リスクについては、経営会議、取締役会に適時適切に報告し、承認を得ています。

移転価格

関係会社間の取引においては独立企業間価格の原則を遵守し、適切な利益配分を行います。商取引により利益を創出した国・地域から、商取引のない低税率国・地域に対して利益移転は行いません。

タックスプランニング

事業目的や事業実体の伴わない、租税回避のみを目的とする税務プランニングは行いません。同様にタックスヘイブンを利用した租税回避を意図する利益移転行為は行いません。

税務当局との関係

Fujitsu Wayの大切にする価値観に則り、倫理観と透明性をもって誠実に行動することによって、各国の税務当局と健全な関係構築に努めています。

上記を踏まえたうえで、企業価値を継続的に向上させるため、適正な税務管理の実現を目指しています。

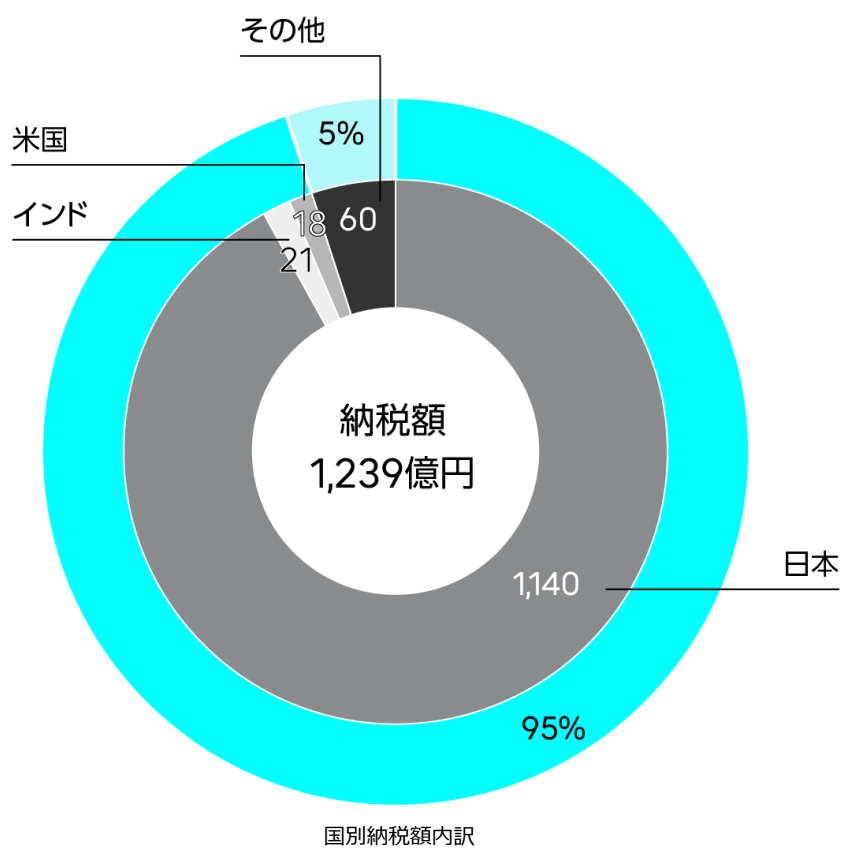
税務情報

地域別納税額（2023年度）

(単位：億円)

	国内	海外（注6）	欧州	アメリカ	アジア パシフィック	東アジア	合計
納付税額（注5）	1,140	99	20	23	44	12	1,239

- [【PDF】地域別納税額（2023年度）のPDFはこちら](#)
- 注5：日本の税務当局へ提出している「国別報告事項」に基づくものであり、連結財務諸表との直接的な関連はありません。
- 注6：欧州には中近東、アフリカが含まれています。中国、台湾、韓国の合計を東アジア、東アジア以外のアジア、オセアニアをアジアパシフィックとして区分表示しています。



企業名と主な事業（2024年3月末時点）

企業名		主な事業
日本	富士通(株) 富士通Japan(株) (株)富士通エフサス 富士通テレコムネットワークス(株) 富士通フロンテック(株) 富士通ネットワークソリューションズ(株) 富士通アイソテック(株) (株)トランストロン Ridgelinez(株) (株)富士通パーソナルズ 新光電気工業(株) FDK(株) 富士通ディフェンス&ナショナルセキュリティ(株) 等	●コンサルティングおよびシステム構築、保守・運用に関する各種サービスの提供、情報システム向け機器・ソフトウェアの販売 ●ネットワーク機器およびネットワークシステム等の製造 ●ネットワークシステムの企画、コンサルティング、設計・施工管理・運用・保守・サービスの提供 ●デジタルトランスフォーメーションに関するコンサルティングおよび調査研究活動 ●フロントテクノロジー製品および関連ソリューション・サービスの提供 ●半導体/パッケージの開発、製造、販売 ●各種電池および電子部品の開発、製造、販売 ●安全保護に関する情報通信システムの研究・開発・構築・保守、情報通信システム向け機器およびソフトウェアの開発、製造、販売
欧州	Fujitsu Technology Solutions (Holding) B.V. Fujitsu Technology Solutions GmbH Fujitsu Services Holdings PLC FUJITSU SERVICES LIMITED GK Software SE 他	●コンサルティングおよびシステム構築、保守・運用に関する各種サービスの提供、情報システム向け機器・ソフトウェアの販売 ●小売業向けソフトウェア製品の開発、販売、関連サービスの提供
アメリカ	Fujitsu Network Communications, Inc. Fujitsu America, Inc. Fujitsu North America, Inc. Fujitsu Consulting (Canada) Inc. FDK AMERICA, INC. 他	●ネットワーク機器・システムの開発、製造、販売、工事、関連するサービスの提供 ●コンサルティングおよびシステム構築、保守・運用に関する各種サービスの提供、情報システム向け機器・ソフトウェアの販売 ●各種電池および電子部品の販売
アジアパシフィック	Fujitsu Australia Limited Fujitsu Asia Pte. Ltd. FUJITSU CONSULTING INDIA PRIVATE LIMITED Fujitsu New Zealand Limited Fujitsu (Thailand) Co., Ltd. 他	●コンサルティングおよびシステム構築、保守・運用に関する各種サービスの提供、情報システム向け機器・ソフトウェアの販売
東アジア	FUJITSU KOREA LIMITED FUCHI ELECTRONICS CO., LTD. 富士通(中国)信息系统有限公司 (Fujitsu (China) Holdings Co., Ltd.) 富士通(西安)系统工程有限公司 (FUJITSU (XI'AN) SYSTEM ENGINEERING Co., Ltd.) 台湾富士通股份有限公司 (FUJITSU TAIWAN LIMITED) 他	●コンサルティングおよびシステム構築、保守・運用に関する各種サービスの提供、情報システム向け機器・ソフトウェアの販売 ●アプリケーション開発 ●電子製品の製造、販売

- ・ [【PDF】企業名と主な事業（2024年3月末時点）PDFはこちら](#)

2024年度実績

経営層からのメッセージ発信

- ・ 毎年開催しているFujitsu Compliance Weekにおいて、社長、各リージョン長等の経営層から、従業員に対し、コンプライアンス徹底に関するメッセージを発信

コンプライアンス教育

- ・ 富士通グループの全役員・全社員を対象としたコンプライアンスeラーニング（約12万人を対象に、14言語で実施）：2025年4月時点 受講率97%
- ・ 各リージョン・会社別、階層別、部門別のeラーニング・オンデマンド研修（例：新任役員向け教育、管理職向け教育、海外赴任者向け研修、新入社員教育、営業部門向け教育など）
パートナー企業を対象に、公正な商取引に関する教育を実施

贈賄・カルテル

- 確認されていません。

安全保障輸出管理

- 定期内部監査：富士通社内69部門
- グループ会社輸出管理責任者向けセミナー：国内グループ会社24社
- 監査・教育・体制強化支援：国内グループ会社8社、海外グループ会社37社